



©朝日新聞社 2007年
発行所・札幌市中央区北2条
西1丁目1番地 〒060-8602
朝日新聞北海道支社
電話 011-281-2131

小児科医自殺は労災

月8回の宿直過労

東京地裁判決

2月以降は少ない時で常勤医3人、非常勤1人にまで落ち込んだ。同年3月の勤務状況は当直8回、休日出勤6回、24時間以上の連続勤務が7回。休みは2日だけだった。

新宿労基署は、うつ病を発症した同年6月までの半年間の時間外労働は月平均約50時間で、「当直中は仮眠や休養も可能」であり、実際に働いた時間はさらに下回るとして、発症の原因は中原さん個人の「脆弱性」だと主張していた。

東京都内の民間病院の小児科に勤めていた中原利郎医師(当時44)がうつ病にかかり99年に自殺したのは、過労やストレスが原因だととして、妻が労災を認めるよう訴えた訴訟の判決が14日、東京地裁であった。佐村浩之裁判長は、小児科医が全国的に不足していた中、中原さんが当直医の確保に悩み、自らも多忙なときは月8回にも及ぶ宿直で睡眠不足に陥ったと認定。自殺は過労が原因の労災と認め、遺族に補償給付金を支給しないとした新宿労働基準監督署長の決定を取り消した。

(西川圭介) 33面に関係記事

過労死弁護団全国連絡会議によると、小児科医の過労死はこれまで2件が労基署段階で認められたが、自殺した医師の認定例はなかった。医師の病院関係者は事態を改善すべきだ」と話している。

佐村裁判長は、小児科の当直では睡眠が深くなる深夜に子どもを診察することが多く、十分な睡眠は困難だと指摘。「心

身に対する負荷となる危険性のある業務と評価せざるを得ない」と述べた。判決によると、中原医師が勤めていた立正佼成

会付属佼成病院(東京都中野区)の小児科では、医師の転職や育児による退職が相次いだ。中原医師が部長代行に就いた99年

としても全国で2例目と

「医師もう殺さないで」

自殺は「労災」

妻、環境改善訴え

小児科の過酷な勤務に疲れ、自ら命を絶った医師の労災が14日、東京地裁で認められた。99年8月、勤務先の東京都内の民間病院で飛び降りた小児科医中原利郎さん(当時44)の遺族に対し、東京地裁は「業務に起因してうつ病になり、自殺に及んだ」とした。ようやく認められた「過労死」。妻のり子さん(30)は「もう、これ以上医師を殺さないでください」と、労働環境の改善を国に訴えた。

(蔭西晴子) 11面参照



会場で涙をぬぐう中原のり子さん 14日午後、東京・霞が関で、高波淳撮影

思い出した父の真剣な姿……

長女、同じ道歩む

長女智子さん(25)は、父と同じ小児科医を目指して研修中だ。今、青森県六ヶ所村で地域医療を学んでいる。

判決は昼休みに、のり子さんからの携帯電話で知った。智子さんは「父の働きぶりが認められるまで7年半もかかったのだと感じる。父にとっても長かったと思う」と話した。

医師になりたかった。しかし、大学受験と、父が精神的に不安定になった時期が重なっていた。「医師にだけはなるな」と大反対され、受験しようと取り寄せた私立医大の願書を破り捨てられたこともある。家族を残して逝った父を「許せない」と思った。

医学部には進んだが、小

「今の当直続けば医療崩壊」

小児科医だけは嫌だと思っていた。しかし、教授が授業で教えた「小児には発達があり、未来がある」という言葉に打たれ、父が常に子どもたちと真剣に向き合っていた姿を思い出した。そして同じ道を歩いている。六ヶ所村で診察する患者には、子どももいる。むずかる子どもの機嫌を取りつつ、診察するには、大人の何倍も労力がある。父が亡くなる際に残した手紙には、小児科の事情が正しく反映されない診療報酬や医療政策への疑問がこぼれていた。「現場の声が届いていないと思う時がある。当直も、自己犠牲に頼る今の制度が続けば、医療は崩壊すると思う」と話した。

遺族側の勝訴を示す判決を佐村浩之裁判長が短く読み上げた瞬間、のり子さんは、ハンドタオルで涙をぬぐいながら、笑顔で弁護士と握手した。傍聴席では、長男秀之さん(23)も肩を震わせて泣いた。

中原さんの勤務をもっともつらくしたのは、当直勤務だ。外来などの通常勤務後に、月5〜6回の当直。育児や転職などで同僚医師に休職や退職が相次ぐと、8回に増えることもあった。夫が変わっていく様子は、のり子さんが一番そばで見ている。子どもたちに教えていた大好きだったサッカーへの関心を

失い、家族との会話も無くなっていた。さらに病院の採算問題も、科の部長代行だった中原さんへのしかかった。小児科は不採算で、経営改善などが話し合われる部長会議の前夜には、泣きながら「怖いよ」とのり子さんにしがみついたという。

しかし、労基署は「当直中も急患はさほど多くなく、睡眠は取れたはずだ」とした。うつ病も個人的な弱さだとされた。判決では、小児科医が全国的に不足している状況にも触れられた。のり子さんは、夫にこう報告するつもりだ。「あなたがそうだったように、娘や若い医師が誇りを持って働ける現場になるよう、まだ頑張るよ」と。

過酷な勤務

司法が警鐘

〈解説〉医療現場の勤務実態に、司法が警鐘を鳴らした。小児科医不足が問題化したのを受けて、厚生労働省は05年11月、全国の小児救急の拠点病院の常勤医師約2700人を緊急調査している。結果は、当直・夜勤回数は月平均4.5回、最も多い医師は15回。24時間以上の連続勤務は2.4回、最も多い人は10回していた。

判決は、当直では疲労を回復できず、ストレスの要因になったとした。医師の当直について労働基準法は「軽度、短時間の業務」を想定し、十分な睡眠がとれることを前提にしている。だが、実態は異なり、医師は寝ず

多く、出産や育児に伴う離職対策や柔軟な勤務形態の整備なども課題となっている。判決は、医療現場の勤務体系見直しを迫る内容といえるだろう。(小倉直樹)